９７ページ

１２　仕事について

（１）就労のための相談等

就労のための相談等ができる機関を５つ紹介しています。

１　障害者就業・生活支援センター

国と県からの委託により、仕事に就きたいかたや仕事をしているかたの様々な相談・支援を、いろいろな機関と連携しておこなっています。

障害者就業・生活支援センターを５箇所紹介しています。各障害者就業・生活支援センターごとに、名称、住所、電話番号、FAX番号の順に記載しています。

障害者就業・生活支援センターポラリス、住所〒784-0027、安芸市ほうえい町464の1、電話0887-34-3739、FAX:0887-34-3712

障害者就業・生活支援センターゆうあい、住所〒783-0005、南国市おおそね乙2305、電話088-854-9111、FAX:088-854-9112

高知障害者就業・生活支援センターシャイン、住所〒780-8031、高知市おおはら町76の2　コーポひつざん1階北号室、電話088-802-6185、FAX:088-802-6186

障害者就業・生活支援センターこうばん、住所〒785-0059、須さき市桐ま西46番地、電話0889-40-3988、FAX:0889-40-3977

障害者就業・生活支援センターラポール、住所〒787-0013、しまんとしうやまてんじん町201、電話0880-34-6673、FAX:0880-34-8070

２　公共職業安定しょ（ハローワーク）

障害のある方の就労について、相談・職業紹介などをおこなっています。

公共職業安定しょを６箇所紹介しています。各公共職業安定しょごとに、名称、住所、電話番号の順に記載しています。全て窓口は障害者担当です。

安芸公共職業安定しょ、住所〒784-0001、安芸市矢ノ丸4丁目4の4、電話0887-34-2111

高知公共職業安定しょ、住所〒781-8560、高知市大津乙2536の6、電話088-878-5323

高知公共職業安定しょかみ出張所、住所〒782-0033、かみしとさやまだ町旭まち1丁目4の10、電話0887-53-4171

いの公共職業安定しょ、住所〒781-2120、吾川郡いのちょうえだがわ1943の1、電話088-893-1225

須さき公共職業安定しょ、住所〒785-0012、須さき市西ただすまち4の3、電話0889-42-2566

しまんと公共職業安定しょ、住所〒787-0012、しまんとしうやまさつきちょう3の12 中村地方合同庁舎内、　電話0880-34-1155

３　障害者職業能力開発校

県外各地で障害者職業能力開発校が設置されています。障害者の就職を容易にし、社会的自立を促進するため、能力に応じた職業能力開発を実施しています。詳しくは最寄りのハローワークにお問い合わせください。

４　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部 高齢・障害者業務課

法定雇用率を満たしていない事業主（常用労働者100人超の事業主）から納付きんを徴収する一方、障害者を多く雇用している事業主に対して、調整きんや報奨きん、各種の助成きんを支給しています。

住所〒781-8010、高知市桟橋どおり四丁目15の68、電話088-837-1160

５　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部高知障害者職業センター

就職を希望する障害のあるかた（身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害など）に対して、ハローワークが行う職業紹介の業務と連携しながら、就職のための相談や職業準備支援、ジョブコーチ支援等を行い、障害のあるかたが職場に定着できるよう支援を実施しています。また、事業主に対して、ハローワーク等と連携しながら、障害のあるかたの雇い入れに関する相談や職場に適応するための支援をしています。

住所〒781-5102、高知市大津甲770の3、電話088-866-2111

支援の内容を３つ紹介しています。

① 職業準備支援

発達障害や精神障害のあるかたなどで就職を目指すかたに対して個別のニーズに応じたカリキュラムを作成し、センター内に設けた作業室での作業や、企業での実習等を通じて、働くための基礎となる労働習慣、職場で必要となる基本的なコミュニケーションやストレス対処の方法等を身につけるための支援を行います。（支援期間：２から12週間）

② ジョブコーチ支援

障害のあるかたの職場定着のためにジョブコーチが雇用先に出向いて、障害のあるかたと職場のかたの双方に対して障害特性に応じた支援を行います。支援期間は、個別に必要な期間（標準２から３か月）を設定します。

③ リワーク支援

うつ病等で休職中のかたを対象に職場復帰支援（リワーク）をおこなっています。職場復帰のために必要なウォーミングアップなどの支援をセンターにて実施します。また、必要に応じ復帰先企業でのリハビリ出勤等へのフォローを行い、円滑に復職できるよう支援を実施します（標準12から16週間）。

９８ページ

（２）雇用促進のための助成制度

助成制度を４つ紹介しています。

1つ目は、制度めい、制度の内容、問い合わせ先、金額等の順に記載しています。

１　障害者委託訓練（実践能力習得訓練コース）

一般障害者向け職業訓練コース。公共職業安定所長の受講指示または受講推薦を受けた障害者を対象に、就職に必要な実践的な能力の習得を図る訓練を、民間事業所等に委託し行う。

訓練期間、標準２か月（最長６か月）。

高知県障害保健支援課　電話088-823-9560

訓練手当（訓練生に支給）、月額100,000から120,000円程度　（受講指示を受けた者のみ）

委託費（事業主に支給）、（中小企業）、１人につき　月額90,000円（税抜き）以内

（大企業）、１人につき、月額60,000円（税抜き）以内

２から４つ目は、事業主に対する助成きんで、制度めい、制度の内容を記載しています。

助成きん額等のお問い合わせ先は、各公共職業安定しょになります。詳細は９７ページをご参照ください。

２　トライアル雇用助成きん（障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース）

公共職業安定しょ等の紹介により、事業主が障害者を試行的に短期間雇用（原則３か月間。短時間トライアル雇用は３か月から12か月間）する場合に、事業主に対して支給される。

業務遂行に当たっての適性や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけとすることを目的とする。

３　特定求職者雇用開発助成きん（特定就職困難しゃコース）

公共職業安定しょ等の紹介により障害者を雇用した事業主に対して、その雇用した障害者に支払った賃金に相当する額の一部を（障害の程度、事業所の規模、労働時間により１から３年）助成する。

４　特定求職者雇用開発助成きん（発達障害者・なんち性疾患患者雇用開発コース）

公共職業安定しょ等の紹介により発達障害者・なんち性疾患患者を継続して雇用する労働者として雇用した事業主に対して、その雇用した発達障害者・なんち性疾患患者に支払った賃金に相当する額の一部を（事業所の規模、労働時間により１年から２年）助成する。

（３）就労促進のための職場体験について

●就労体験拠点

県内に「就労体験拠点」を設置し、就労等の機会と疎遠であった障害のある人に対して「経験」と「はたらける自信」を持たせ一般就労への支援をおこなっています。

就労体験拠点を３箇所紹介しています。就労体験拠点ごとに、名称、住所、電話番号、FAX番号の順に記載しています。

社会福祉法人高知県知的障害者育成会、地域活動支援センター「かみ」、住所かみしとさやまだ町1689の1、電話0887-53-7077、FAX:0887-52-8088

特定非営利活動法人ブルースター、就労サポートセンターかみまち、住所高知市かみまち3丁目4の23、電話088-872-2644、FAX:088-872-2645

特定非営利活動法人ハタウェルフェアネット、はた相談支援センターねっと、住所宿毛市中央3丁目2の15、電話0880-63-9900、FAX:0880-63-9922